

公益財団法人神奈川県市町村振興協会  
被災市町村緊急貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象に伴う災害又は大規模な火事、爆発等に伴う災害により被災した県内市町村が早急に資金を必要とする場合に対応するため、市町村振興基金積立資産を活用した緊急貸付を行う場合に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付の方法)

第2条 資金の貸付けは、証書貸付の方法によるものとする。

(貸付の条件等)

第3条 資金の貸付けの条件等は、次の各号に掲げるものについて、当該各号の定めるとおりとする。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 貸付期間  | 原則として、貸付の実行日が属する年度内で公益財団法人神奈川県市町村振興協会理事長（以下「理事長」という。）が定める期間 |
| (2) 償還方法  | 一括償還  |
| (3) 貸付利率  | 貸付時の市場金利の動向等を勘案して理事長が定める利率                                  |
| (4) 利 息   | 借入日の翌日から償還元金及び償還利息の返済日までについて計算した額                           |
| (5) 貸付限度額 | 原則として、1災害について1市町村当たり、次の区分に応じた額                              |
|           | 政令指定都市 5千万円   |
|           | 市 3千万円  |
|           | 町村 2千万円   |

(借入れの申込み等)

第4条 資金の貸付けを受けようとする市町村（以下「借入団体」という。）は、次の各号に掲げる書類を借入希望の7日前までに公益財団法人神奈川県市町村振興協会（以下「協会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 借入申込書（第1号様式）
- (2) 前号に定めるもののほか理事長が必要と認める書類

(貸付の決定等)

第5条 理事長は、前条の規定による借入の申込を受け、貸し付けを行うこととしたときは、借用証書（第2号様式）の提出を求めるものとする。

- 2 借入団体は、前項の借入証書を借入日までに協会に提出するものとし協会はこれと引き換えに、前条第1号の借入申込書に記載された金融機関の口座に資金を送金するものとする。

(貸付金の送付等)

第6条 理事長は、借入団体に対して、貸し付け元利金払込通知書（第3号様式）を返済期日の2週間前までに送付するものとする。

2 借入団体は、前項の貸付元利金払込通知書の定めるところにより元利金を払い込まなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

公益財団法人神奈川県市町村振興協会  
理事長 殿

団体名

職氏名

㊞

被災市町村緊急資金借入申込書

下記の条件により、貴協会から資金の借入れをしたいので別紙書類を添えて申込み  
します。

記

- 借入額 円
- 借入希望日 年 月 日
- 利率 年 %
- 償還希望日 年 月 日 (借入日数 \_\_\_\_\_ 日間)
- 元利金の支払方法 貴協会から送付される元利金払込通知書により償還します。
- 資金の送付を受ける金融機関 \_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 支店  
\_\_\_\_\_ 預金 口座番号 \_\_\_\_\_  
フリガナ  
口座名義人 \_\_\_\_\_



(第3号様式)

被災市町村緊急資金借入金元利金払込通知書

金額		元金	
		利息	
貸付日		貸付日数	
償還日	年 月 日		
払 込 先	指定銀行		
	預金種目		
	口座番号		
	受取人		
	住所		
	電話番号		
	振込指定	電信扱い	

上記のとおり払い込んでください。

年 月 日

殿

公益財団法人神奈川県市町村振興協会  
理事長